令和６年　第６回九重町農業委員会　議事録

＜日 時＞：令和６年６月５日（水）１３：３０～
＜場 所＞：九重町役場　　２階　庁議室

＜出席委員＞
農業委員
１番：穴井勲　　３番：小田稲次郎　　４番：佐々木清和　５番：佐々木洋子
６番：矢幡陽子　　７番：佐藤栄一　　８番：田吹博史　　９番：仲摩茂敏
１０番：飯田祥治朗　１１番：手島政弘

推進委員
１２番：多田貫禄　　１３番：森眞一　　１４番：野田政春　　１５番：森義美
２０番：時松美智雄　　２２番：佐藤勉　　２３番：田吹正利

＜事務局出席者＞
事務局：３名

＜開会あいさつ（事務局）＞　１３時３０分～

＜委員出欠状況報告（事務局長）＞
出席委員　（農業委員）：１０名　（農地利用最適化推進委員）：７名
欠席委員　（農業委員）：１名　（農地利用最適化推進委員）：５名

＜会長あいさつ＞

事 務 局 長　只今から令和６年第６回九重町農業委員会の総会を開会いたします。本日は農業委員さん１０名出席１名欠席ということで２番委員矢方委員が欠席となっております。また、農地利用最適化推進委員は７名出席５名欠席となっております。欠席が１６番佐藤委員さん、１７番髙橋委員、１８番熊谷委員、１９番田中委員、２１番佐藤委員さんが欠席となっております。農業委員定数１１名に対しまして農業委員の出席委員は１０名です。九重町農業委員会会議規則第７条の規定により過半数を満たしているため、成立することを報告します。それではこれからの進行を九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定によりまし

て、会長が総会の進行を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（あいさつ）

それから皆さん方にお知らせですけど、周りにスピーカーがあると思います。これは局長から言われたのですが、議事録をですね、作成する以上小さな声も拾わないかんということで、ですから逆に言えば内緒話とかそういう無駄な話は極力しないようにお願いいたします。また、あの質問等あればですね挙手をして番号と名前を言ってお願いいたします。それでは議事録署名委員については１番委員さんと３番委員さんを指名をいたしますが異議はございませんか。はい。異議なしと認め１番委員さんと３番委員さんを議事録署名委員に指名をいたします。それではですね、１ページの報告第１３号、農地法第３条の３第１項の規定による届け出について事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　議案書の１ページをお開きください。報告第１３号農地法第３条の３第１項の規定による届出が７件ありましたので、受理いたしました内容についてはご一読ください。

議　　長　はい。ありがとうございました。続きまして４ページの報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による届け出について事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　議案書の４ページをお開きください。報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による届け出が２件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議　　長　はい。ありがとうございました。それではさっそく議案の方に入って行きたいと思います。５ページの議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　議案書の５ページをお開きください。議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請について。

議案第２４号（番号１番～５番）を読み上げて説明。

議　　長　はい。事務局より説明が終わりました。それでは番号１番から５番まで担当委員さんより説明をお願いします。

２３番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　はい、続きまして番号２番、担当委員さんお願いします。

２３番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　はい、ありがとうございました。続いて番号３番。

１０番委員　これは１８番委員さんやけど、１８番委員さんから私は聞いてない。この間用意していた時にこれは抜けていた。申し訳ない。

議　　長　事務局わかりますか。わかりました。じゃあ、番号４番担当委員さん。

２２番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　はい。ありがとうございました。続いて番号５番の担当委員さんお願いします。

２２番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　はい。番号１番から５番について担当委員さんの方から説明がございました。１番から５番について、質問のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

１０番委員　いいですか。１０番です。５番で○○○○さんと行政書士で書いてある所はどういう意味じゃろか。

議　　長　事務局お願いします。

事　務　局　はい。今回の申請につきまして申請者の方から委任状が出ていますので、連絡先は両方ともこちらの行政書士さんの方にという事でこういう書き方をしております。

１０番委員　なるほどね。

議　　長　行政書士さんの○○さんが手続きをしているという事ですね。

事　務　局　委任状が出ていますので。

議　　長　そういう事でございます。他に質問のある方ございませんか。はい。無いようでしたら、１番委員さんどうぞ。

１ 番 委 員　はい。ちょっと地区協議会の方から田吹さんが聞いていた事がありまして。○○さんかね、○○さんと○○○○さん、○○○○さんが買われるという事になっていますよね。○○○○さんはこの土地に対して、杉かな木を植えたいという旨やったよね。そういう時は３条でかけるよりも５条の方がいいのかなという事で。この前先月の３１日に集会をした時にこういう話が出たんですよ。これは５条の方がいいよねと話をした所ですけど、３条でかけてしまうと今まで通り３年間くらいは農地として使用してくださいねという話になるから、すぐ木を植える状態であれば１回取り下げてもらって、また来月でも５条で出しなおした方がいいんじゃないかとしたところです。すいません私が事務局に電話すればよかったんですけど。

議　　長　４番委員さんどうぞ

４ 番 委 員　これは規模拡大だからね。３条だったら３、４年は田んぼを作ってもらわないと。これは木を植えたりはできないよ。

１ 番 委 員　ですから木を植えるなら一回取り下げて、５条でかけ直す方がいいんじゃないですかという事で支部会でも話したんですけど。すいません支部会の報告を私がしていなかったので。

８ 番 委 員　いいですか。

議　　長　　はい。８番委員さんどうぞ。

８番委員　　今その件で私の方も南山田支部の寄りをしまして、〇〇〇〇さんの方に確認の電話を入れました。そうしたら〇〇さんは〇〇さんから早く名義、登記をしてほしいという事で、もう田んぼで一応します。後管理はします。田は作れる状態ではないという事で、草を刈ったり畔もありますけどそういう事の管理はしていくという事で、〇〇〇〇さんの方から確認は取れましたので。３０日に言ったから支部長さんはそういうふうに言ってくれたとは思いますが。今これを私の方も相談した結果３条でかけた方がいいか、５条でかけた方がいいかという事で相談を支部長の方にかけたんですが。そうしたら今支部長が言ったふうになってどっちがいいんかなと。それと今３条ですれば３年間農地は田ですから、田の方で３年間は自分で管理をしなければならない。４番委員さんが言ってくれた様にですね。そこら辺が私もわからなかったんで〇〇さんに確認したところ、登記をして後３年間は私が見ますと。自分の土地になってからどうにか管理をしますと話があったので、私が電話したらですね。１番委員さんが言ってくれた事は嬉しいんですが、そういう事でね、一応確認はとれました。

１番委員　　すいません。

議　　長　　〇〇さんは将来的には杉を植えたいという事かね。

８番委員　　まあ後はね。

議　　長　　けど、地目が田んぼという事になればそれがそのまま５条で通しても転用という事になっても、杉はやっぱり地目のままではちょっと無理だと思うんですけど事務局どうですかね。

８番委員　　いいですか。

議　　長　　８番委員さんどうぞ。

８番委員　　今１番委員さんが言った様に、場所は大変悪い所です。水もなければ鹿ネットも何もしていない所です。

議　　長　　現状は今田んぼとして耕作しよるわけ。

８番委員　　していない。令和２年の災害で水路も何もやられてしまっているんです。

議　　長　　なるほどね。そうすれば非農地かなんかで。

８番委員　　だから非農地にすればよかった。それで将来的に杉を農業委員会のあれで。田と畑を離してしまってね。だからそれをうちの支部長に話をしたわけです。それを事務局の方に私も来てなかったので。支部長が行ってくれたから。

議　　長　　３条ですれば買った人が水路もなんもないで、壊れていれば田として

の機能が果たさんわね。今現状で荒れていれば所謂自己保全という事でするしか無いし、それを綺麗にすると非農地証明願を出した時にちょっと綺麗すぎるし最終的には法務局か土地家屋測量士さんがチェックするので、その辺を逆にこういう言い方をするとほっといた方がいいんじゃないかと思うけどね。はい、どうぞ。

事　務　局　　一応３条の申請の前にですねご本人さんからは、内容としてはこれからも水稲を植えていくという申請も出ていますし、この土地はこれまでも水田として利用しており同様に水田として利用していくと申請を受けていましたので、今回３条で受け付けましたので事務局としてはこれ以上の事はわからないです。

議　　長　　〇〇さんが申請の時にね、水田として機能させますという事であれば私達がいろいろ言うことはないし、それはもう３条で売買という事にして、後管理してもらえば何も言う事はないと思うけど。

８番委員　　けど、一応田でね３条であげてと確認が取れたので、今〇〇さんの土地になっているんですよ。それをとにかく〇〇さんから早く登記をしてほしいと迫られたんです。〇〇さんの方が。お父さんが亡くなったんですね。お父さんが〇〇先生と言って〇〇の方でね。あっこの方が亡くなったので息子さんになっているんですよ。息子さんの方から登記を早くしてほしいと言われていたのです。それで〇〇さんの方が田んぼで。それで３条という形になっています。

議　　長　　今事務局からも説明があったように、本人が水田を耕作しますという事ではっきり申請が出ている以上は私達がこうしなさい、ああしなさいとなかなか言える立場ではないけど、やっぱりこの議案書にあるように３条で判断する方が。

８番委員　　〇〇さんが早く変えてほしいという事で。

議　　長　　例えね、水田として作れなくても買った以上後はしっかり管理をしてもらう。概ね３年間という原則があるので、その辺はしてもらうしか無いかなと思うんだけどね。なかなか私としては判断が、皆さん他にご意見があればですね、ちょっとまあ。一応本人はそんなふうで耕作をするつもりですと申請もあげているし、そこはお互い双方で話が出来ていると思うんです。〇〇さんの方も早く手放したいと。そうすれば〇〇さんの方が登記をしますよね。ただ、皆さんが言うようにそこが田んぼの状態では無いということではね。ただ、それはもうちょっと。はい、２３番委員さんどうぞ。

２３番委員　　そうしたら、申請内容は嘘じゃないですか。作ると言って出している訳でしょ。現実は出来ないわけでしょ。

議　　長　　現地確認の時はどうでしたか。

８番委員　　それは水もないしもう猪が入っているから、畔も無い状態ですから。

２３番委員　　嘘の申請をしたって事じゃないですか。作付けは水稲を作ると。

議　　長　　今事務局の説明ではね、耕作すると言ったけど。これはどうするかね。保留というか、保留にして結論が出ないと思う。取り下げてもらうか、どうかね。はい９番委員さんどうぞ。

９番委員　　話を聞くとそういう意味はわかりますが、まあ自己保全という方法もあるのだから、別に３年間自己保全をしていけば売買になっても農地としてもそのまま。もちろん田んぼとしての役はしないけど。まあ嘘と言えば嘘になるけど。

議　　長　　はい。４番委員さんどうぞ。

４番委員　　はい。○○さんか、その人の立場に立った時に道も無い、水も無いから他に変えた方がいいんじゃないかという事ですね。農業委員の皆さんは心配しているんです。本人が作ってやるという事であれば、それでもいい。しかし猪が入る道も無いとか言うから、それだったら変えた方がいいんじゃないかという事を皆さんは気を使っているんですよ。それは本人が作るならそれで決まるけど、なんと可哀そうではないかと優しい気持ちで皆さん審議しているんですね。

議　　長　　まあでも、申請した本人がそういうふうに、私達もまた申請した本人を尊重しなければならないと思うし、また現地確認した人達は当然田にはならないと。これが早めに分かっていれば恐らく申請前にね、そういった事は内々に話が出来てこういった状況にはならなかったと思うけどね。どうですか。

９番委員　　はい。いいですか。売買してからもすぐには地目変換とかそれは出来ないと思うけど、一応売買が済んでいれば本人がそのうち出せるんじゃないですかね。

議　　長　　ですね。また、最低３年間は農地として維持をして、今言った様に自己保全をしてその後にそういった転用を、植林しようともその人がどういうふうにするかは。そうすれば非農地願いかを出してもらわないと登記上このままじゃ植林とかは出来ないので。

８番委員　　いいですか。その下に田んぼがあるんですよ。そこももちろん作っては無いんですがね水がないですから。○○さんの農地があるんです。そこも作ってないんですよ。それでそこを今出た杉山とかは上になるので。その分をもし農地で作るのなら一緒の条件とか絡んでくるわね。だからそれは追々考えていって。○○さんと○○さんは親族関係ですからね、それで水がなければどうにもならないから、私も水路やられ

たからね。

議　　長　　ちょっとこれいろいろ考えてもね、申請者はそんなふうで売買で農地を作りますというけど、もう側から見た時にそういう状況では無いという事でどっちを優先するかという事になれば、結論なしで承認しますという事になれば、３条で売買は成立するしその変わり３年間は農地にはならんけど、自己保全という方法でしかないと思うんです。ただ本人にとってそれは水田としては機能しないと思う。水も無ければ、今猪が来て荒れていればね。誰が見ても水田としての機能はしないと思うけど、そういうふうに本人が作るというような事それもなかなかね。

４番委員　　本人が作ると言うならこっちがああではない、こうではないと言っても。

８番委員　　○○さんは○○さんから早くしてくれと言われているから。○○さんのお父さんも亡くなったから、書類を持って法務局にも何回も行っている。ただ法務局もここの書類が取れないとどうしようもないので法務局に行っても。だから四苦八苦して農業委員会に今回初めて上がってきた。ただ結論は本人が作ると言っているので、後は自己保全しかないのかな。

議　　長　　承認すれば○○さんが概ね３年間はいかなることがあろうと、それは自己保全としていって管理だけしてもらわないと困る。ただいずれにしても水田としての機能はないし、それから先は杉を植えるだろうけどその時はそれで考えてもらわないと。地目が田のまま杉を植える事は出来ないし。それでは皆さんどういうふうにしましょうか。私は一回保留して本人に１回知恵付けをした方がいいんじゃないかと思うけどね。このまま３条でここで承認しますと、その代わり○○さんしっかり概ね３年間管理してくださいとなるし。ただ３年間過ぎたからと言って杉を植える事は出来ないし、登記上地目を変えなければ。はい。どうぞ。

１０番委員　　いいですか。○○さんには５条申請の話はされているんですか。

８番委員　　いや、していないです。

１０番委員　　この場合はやっぱり５条申請に変えてもらった方がいいんじゃないかな。今回取り下げてもらって。改めて１カ月遅れるけど５条申請した方が、私は自己保全しよっても非農地にするにしても自己保全しよったら非農地にならないから。手入れしているから。だから５条でした方が早いと思うよ。

８番委員　　３０日前にこれがわかっていれば私も５条の方で進めていたのです

が。

１０番委員　　まだ全然話をしていないんやろ。だからその話をもう一回されたら。その方がいいと思うよ。その方が仕事早いよ。

４ 番 委 員　　○○さんの方が３年間は自己保全せんという事はわかってないんよね。それで○○さんから言われるから早くしないという事で言っているいことだから、もう取り下げておいてぴしっと説明して上がってきた方が本人にとってもいいと思う。それに３年間自己保全しても猪は入るは、水も無いのに自己保全するのは○○さんが不利な立場になる恐れがあるから、今回は取り下げてそして説明をして、そしてその時に５条で上げるか、非農地で上げるかにした方が私は徳じゃないかと思う。

８ 番 委 員　　取下げて保留を私が話に行きます。

議　　長　　はい。○○さんにもそういう話をしてあげないと。はい、どうぞ。

１０番委員　　あのいいですか。二通りある。○○さんが非農地申請をするか、本人がね、それかもしくは５条申請で○○さんに売るか、その二通りある。それを説明してください。そしたら一か月遅れるけど私はいいと思う。

８ 番 委 員　　そっちの方がいい。わたしも後でそれに気が付いたんで。

議　　長　　まあそういうふうで、一応この番号何番ですかね。保留というか取下げとして、改めてまた申請をして頂きたいと思います。それは担当委員さんがまた詳しく事情を話をして、こういう事がいいんじゃないですかと説明をしてよろしくお願いしたいと思います。番号４番については、番号３番も説明がありませんでしたけど、これは今回担当委員さんがちょっと欠席でそれも今回出席の方に通知が無かったという事で、これはまた後日ですね説明をお願いしたいと思います。とりあえず番号１番から２番、５番ですね。この三つの案件について承認される方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。番号４番については保留なり取下げをしてまた改めて申請をして頂きたいと思います。また担当委員さんも十分説明をしてあげて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。続きまして６ページ。

事　務　局　　番号３番について申請の内容でしたら説明することができますが、いかがでしょうか。

議　　長　　お願いします。

事　務　局　　改めて議案１９号の３番の説明をさせていただきます。

〔事務局より報告〕

議　　長　　はい。面積もそんなに、３９２㎡４反であんまり広くないですね。

１０番委員　　場所はどのあたりかね。

議　　長　　２０番委員さん知りませんか。湯坪やね。場所は事務局に調べてもらいますので、これは後送りにしまして、続きまして議案第２０号ですね。農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　議案書の６ページをお開きください。議案第２０号農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について。
議案第２０号（番号１番～２番）を読み上げて説明。

議　　長　　はい。ありがとうございました。今事務局より説明がございました。番号１番２番ついてそれぞれ担当委員さんの方からお願いします。

２２番委員　　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　　はい。担当委員さんより１番２番について説明がございました。１番２番について何か質問のある方は挙手をして名前を言ってお願いいたします。ありませんか。はい。無いようでしたら農地法の規定による許可申請の番号１番２番について賛成される方は挙手をお願い致します。全員賛成という事でこの案件は大分県知事の承認がいりますので送ります。続きまして議案第２１号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権でございますけど、事務局より説明をお願い致します。

事　務　局　　議案書の７ページをお開きください。議案第２１号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）。
議案第２１号（番号１番）を読み上げて説明。

議　　長　　はい。事務局より説明がございました。番号１番について担当委員さんの方から説明をお願い致します。

３番委員　　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　　はい。今担当委員さんから説明がございました。この案件について質問のある方は挙手をしてお願いいたします。これは○○さんは耕作が出来んと。

３番委員　　あのですね、○○君がもう○○の方に引っ越したものですから、家族の関係で引っ越しまして。こちらに籍が無いと言うか○○の方に住所を移しましたので。引っ越したという事でこちらの集落にはいないという事で○○さんの近所なんで○○さんの息子さんが取得したという事でございます。

議　　長　　今担当委員さんの方から説明がございましたが何か意見のある方ございませんか。はい。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で承認を致します。続きまして議案第２２号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利

用集積計画の承認についてこれは利用権でございます。一応これはですね、事務局からの説明を省きます。１番から９番までに再設定がございますので、再設定については担当委員さんの番号だけ教えてもらいますか。

７番委員　１番は７番です。

議　長　番号４番は。

１４番委員　４番は１４番。

議　長　１４番委員さんですね。後は８番ですね。８番は○○だから１６番委員さんですね。それではですね、設定についての説明をですね、お願いしたいと思いますので番号２番担当委員さんの方から。

２１番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　長　はい、ありがとうございました。番号３番については１７番委員さんが欠席なので私の方から説明をしたいと思います。

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

続きまして番号５番担当委員さん。

２３番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　長　はい。ありがとうございました。続きまして番号６番、２０番委員さんお願いします。

２０番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　長　はい。ありがとうございました。続きまして番号７番。１３番委員さんお願いします。

１３番委員　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　長　はい。ありがとうございました。続きまして番号９番。これは１６番委員さんですね。来ていないので事務局の方で。

事務局　再設定なので。８番９番は一緒です。

議　長　そういうことですか。

事務局長　土地改良組合から公社を経由してという事の再設定ですね。

議　長　はい。再設定という事で、○○さんは前ここにいた○○君のおじいさんですね。はい、それでは今担当委員さんの方から説明がございました。何か意見のある方は挙手をして番号を言ってからお願いします。ありませんか。無いようでしたら議案第２２号に賛成される方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございました。全員賛成という事で承認を致します。それでは事務局からさっき場所が分からないと言った所の場所が分かったのでお願いいたします。

事務局　〔議案第１９号番号３番の場所について説明〕

議　長　はい。分かりました。続きましてね、１０ページの議案第２３号非農地

証明願について事務局から説明をお願いします。皆さんいいですか。ちょっと話は戻りますけど、先ほどの事務局から説明がありました場所は分かったんですけど、○○さんと○○さんについてはちょっとあの担当委員さんの方から他の説明がありませんので一応これ来月ですね、再度説明してもらうとういう事でそういうふうでご了解を願いたいと思います。すいません。一応そういう事でございます。

事　務　局　　いいですか。議案書の１０ページをお開きください。まず訂正をお願いします。まず地目の現況を番号１番畑から原野へ。２番現況の田を原野へ訂正をお願いします。議案第２３号非農地証明願について。
議案第２３号（番号１番～２番）を読み上げて説明。

議　　長　　はい。ありがとうございました。今事務局より説明がございました。番号１番についてそれぞれ担当委員さんより説明をお願いします。７番委員さんお願いします。

７番委員　　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　　木が植えていますね。

１４番委員　　〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議　　長　　はい、ありがとうございました。番号２番については本来１７番委員さんが説明するべきですが、今日は欠席していますので私がちょっと話を伺っていますのでちょっと発表します。
〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
一応１番と２番については担当委員さんの方から説明がございましたけど、意見のある方は挙手をしてお願いをいたします。どうぞ１番委員さん。

１番委員　　ひとつだけ聞いていいですか。さっき事務局の方が現況畑を原野に変えてくださいと言われていましたよね。この現況というのはいつの現況の事なのですかね。今までずっと聞き忘れていたというか、さっき言われていたように、これ１番だったら２０年前に木を植えたとか言われていますよね。普通木を植えたら山林とかになるし、原っぱとかなら原野とかになりそうですけど。

事　務　局　　はい。いいですか。現況は最終的には法務局の家屋調査士さんとかが判断することになるんですけど、事務局としてはそこがどういう地目になるか分からないので、もう原野としか言いようが無いような所は原野という標記で含みを持たせた表現にしております。

１番委員　　そういう事。写真を見れば建物が建っているから雑種地とか宅地かなと。

事　務　局　　そこが３筆と言うか、宅地、雑種地、何になるかなという所があるので

そこは登記所の判断という所で。

議　　長　　分かりました。１０番委員さん。

１０番委員　　いいですか。ここの〇〇地区はいつ頃地籍調査が入ったかは知らんけど、地籍の時にこれは見ているんじゃないの。

事　務　局　　７年から８年じゃないかと思います。

１０番委員　　平成７年くらいやろそうすればかなり前よね。その時点で見た時地籍はどういう判断をしたのかと。ここは原野だ、山林だとかだいたい見て回るじゃないですか。

議　　長　　地籍入った時は平成７年だったかね。

事　務　局　　もっと上の地域とか、〇〇とかが７年くらいだったのでその前後だと思います。

議　　長　　その頃はまだ水田としての機能があったんやね。その後建物が建ったり、言うように旦那さんが今から１５年前に他界したと言うので、その前に。ですから勘定したら平成１７年頃に同じ野上地区のトマト生産者の方にうちの土地を使っていいよと、あなたの土地を貸してくれと、そういうふうに有効利用させてもらったという事が、一応話としてはあっています。奥さんに聞いてもそんなふうで、お父さんがそこの話をしたんで、ただで貸している訳ではありません。書き物も入っていますので賃料も入っていますので。ですからまあ借りる方もただで借りている訳では無いので。それはよろしくお願いしますという事を私も確認しました。借りている方も。これはいつ頃壊すとかありますかと聞いたら、まだまだ継続して作れる間は５人のメンバーがいて、〇〇の人が１人いると聞いていますが、一応そういう事でございます。他に意見はございませんか。はい２０番委員さん。

２０番委員　　ちょっといいですか。今この〇〇〇〇番〇ここは今クヌギを植えていますよね。これクヌギは山になるのですか。それとも椎茸の原木として植えているから農地でいくのか。

議　　長　　やっぱり山林やね。栗とか果樹ならいい。他にはございませんか。無いようでしたらこの非農地証明願について賛成の方は挙手をしてお願いします。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で承認を致します。本日の議題は終了しました。